

【原産地証明 登録必要書類】

1. 申請者(法人) ※①②用紙は当所にごございます。

- ①貿易関係証明に関する誓約書
- ②貿易関係証明申請者登録台帳(署名届・業態内容届)
- ③履歴事項全部証明書(3 ヶ月以内に発行されたもの)
- ④印鑑証明書(3 ヶ月以内に発行されたもの)

2. 申請者(個人) ※①②用紙は当所にごございます。

- ①貿易関係証明に関する誓約書
- ②貿易関係証明申請者登録台帳(署名届・業態内容届)
- ③住民票(3 ヶ月以内に発行されたもの)
- ④印鑑証明書(3 ヶ月以内に発行されたもの)
- ⑤新規登録は、税務署発行の直近の納税証明書(事業税)の写し。開業間もない事業所は開業届けの写し。

項目	当所会員	非会員
登録料 (用紙代込み)	1,080 円	21,600 円
証明発行手数料 (1枚あたり)	324 円	540 円
原産地証明用紙 (100枚綴り)	1,080 円	2,160 円
申請事務マニュアル	1,080 円	3,240 円

◎登録有効期限は、登録日より2年間。

*条件により必要となる書類(法人・個人ともに)

- ・中古品を取り扱う場合
古物商許可証(山梨県公安委員会発行)
- ・地区外登録する場合(登記上の本店所在地が甲府商工会議所地区内でない場合)
地区外登録についての理由書、及び本店所在地商工会議所等の会員証明書(会員の場合)
- ・代表者が帰化していない外国人の場合
在留カード、又は特別永住者証明書(特別永住者)の両面写し
※H27.7.8までは外国人登録証明書の両面写し可。
※入国管理法に抵触する場合は、登録をお断りする事があります。
- ・代表者でない外国人がサイナー登録する場合
在留カード、又は特別永住者証明書(特別永住者)の両面写し及び「就労資格証明書(入管発行)等」
※H27.7.8までは外国人登録証明書の両面写し可。
※入国管理法に抵触する場合は、登録をお断りする事があります。

3. 代行業者(法人) ※①②用紙は当所にごございます。

- ①貿易関係証明に関する誓約書
- ②貿易関係証明申請者登録台帳(業態内容届)
- ③履歴事項全部証明書(3 ヶ月以内に発行されたもの)
- ④印鑑証明書(3 ヶ月以内に発行されたもの)

4. 代行業者(個人) ※①②用紙は当所にごございます。

- ①貿易関係証明に関する誓約書
- ②貿易関係証明申請者登録台帳(業態内容届)
- ③住民票(3 ヶ月以内に発行されたもの)
- ④印鑑証明書(3 ヶ月以内に発行されたもの)

*条件により必要となる書類(法人・個人ともに)

- ・地区外登録する場合(登記上の本店所在地が甲府商工会議所地区内でない場合)
地区外登録についての理由書、及び本店所在地商工会議所等の会員証明書(会員の場合)